平成２３年（フ）第４０８５号
大阪市東淀川区豊新１丁目12番３号
破産者　ホリタエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５０２号
大阪府豊中市春日町１丁目６番12号
破産者　株式会社みはり
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２９６号
大阪市淀川区西中島７丁目１番１号
破産者　株式会社ドットコム（旧商号クライアンツパーソナル株式会社）
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１０号
大阪市西区靱本町２丁目６番13号
破産者　有限会社アルテノア
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７９４号
大阪市北区大淀中１丁目16番10号
破産者　向洋建産株式会社
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３９８号
大阪府松原市南新町１丁目３番８号
破産者　株式会社山善工業
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５９５号
大阪府松原市天美南４丁目３－２、開始決定時の住所大阪府松原市田井城４丁目145番地の７
破産者　松永　達也
1　決定年月日　平成23年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
茨城県土浦市並木５丁目4129番地６
破産者　アイニック株式会社
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４４８６号
東京都中央区築地２丁目４番２号
破産者　株式会社クラフトシップ
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１７号
東京都八王子市松が谷49番地４―301
破産者　和田　静穂
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７６号
東京都町田市金森777番地第６都営金森４―712
破産者　戸倉　澄男
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０７７号
東京都町田市金森777番地第６都営金森４―712
破産者　戸倉美枝子
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３３号
岐阜県関市上之保1523番地、主な営業所岐阜県関市東新町５丁目１番地
破産者　美濃丈建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１１０号
岐阜市北一色２丁目１番15号
破産者　株式会社サンタカ
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
岐阜市宇佐南２丁目11番５号
破産者　株式会社ＳＡＮＫＯＨ　ＴＣ
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６６８号
岐阜市日野南７丁目２番１号
破産者　三星酒食品株式会社
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６６９号
岐阜市東島３丁目３番地15号
破産者　有限会社祝杯や
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９９号
岐阜市北一色１丁目３番20号
破産者　小森　隆男
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７００号
岐阜市北一色１丁目３番20号
破産者　小森　淑子
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１７号
岐阜市鏡島1166番地６
破産者　有限会社ベイス
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４１８号
岐阜市鏡島1166番地６
破産者　前田　靖之
1　決定年月日　平成23年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所